

徳島県情報公開審査会答申第149号

第1 審査会の結論

徳島県知事の決定は、妥当である。

第2 諮問事案の概要

1 公文書公開請求

平成27年7月24日、異議申立人は、徳島県情報公開条例（平成13年徳島県条例第1号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、徳島県知事（以下「実施機関」という。）に対し、「H23年度の〇〇土地改良区に係る検査結果に伴う同改良区から報告された回答及び伺い文書、復命、協議文書含む(評価検査課)」についての公文書公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 実施機関の決定

平成27年8月7日、実施機関は、本件請求のうち、「H23年度の〇〇土地改良区に係る検査結果に伴う同改良区から報告された回答及び伺い文書」に係る公文書として、「平成23年度〇〇土地改良区検査回答書」、「平成23年度〇〇土地改良区検査回答書の送付文」及び「平成23年度〇〇土地改良区検査回答書受理に係る立案文書」（以下「本件公文書」と総称する。）と特定し、条例第8条第1号、第2号及び第4号に該当する部分を非公開とする公文書部分公開決定処分（以下「本件処分」という。）を行い、異議申立人に通知した。

また、同日、実施機関は、本件請求のうち、「H23年度の〇〇土地改良区に係る検査結果に伴う復命、協議文書」に係る公文書については、「当該公文書が存在しない」ことを理由とする、公文書公開請求拒否決定処分を行い、異議申立人に通知した。

3 異議申立て

平成27年8月19日、異議申立人は、本件処分を不服として、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定に基づき、実施機関に対して異議申立てを行い、同年9月2日、異議申立ての一部を補正した。

4 諮問

平成27年9月18日、実施機関は、徳島県情報公開審査会（以下「当審査会」という。）に対して、当該異議申立てにつき諮問（以下「本件事案」という。）を行った。

第3 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

あきらかに違法であり速やかな開示を求める。

2 異議申立ての理由

異議申立人から提出された異議申立書及び当審査会での口頭意見陳述における異議申立人の主張を要約すると、異議申立ての理由は、概ね次のとおりである。

平成23年度〇〇土地改良区から提出された理事会の議事録が存在するはずなのに公開しないのは、隠蔽及び騙しである。

については、理事会議事録の速やかな開示を求める。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関から提出された理由説明書を要約すると、本件処分の理由は、概ね次のとおりである。

1 異議申立人の主張について

異議申立人が公開を求める文書は、平成〇年〇月〇日に〇〇土地改良区から検査回答書と併せて提出された理事会議事録の抄本と推察される。

2 理事会議事録について

実施機関は、土地改良法（昭和24年法律第195号。以下「法」という。）第132条第1項に基づき、土地改良区の法令等遵守態勢、事業運営、会計等の業務全般について検査を行っている。その結果に基づき、是正及び改善を要する事項等を記載した検査書を土地改良区に対して交付し、土地改良区からは、是正及び改善を要する事項等についての見解及び措置（措置されていない場合は方針）を記載した検査回答書の提出を求めている。

また、実施機関は、検査回答書の提出に際し、その内容が土地改良区的意思決定機関である理事会で議決されていることを確認するため、検査回答書と併せて理事会議事録の抄本の提出を求めている。

3 理事会議事録の管理について

実施機関は、徳島県公文書管理規則（平成13年徳島県規則第73号。以下「規則」という。）において、公文書の管理に関し必要な事項を定めており、規則第6条第1項において、「公文書の保存期間は、30年、10年、5年、3年、1年及び1年未満の期間とし、その基準は、別表に定めるところによる。」と定め、また、第9条第1項において、「公文書は、その保存期間（保存期間が延長された場合にあつては、延長後の保存期間）が満了したときに、徳島県立文書館に引き渡すものを除き、廃棄するものとする。」と定めている。

実施機関は、理事会議事録を規則別表の「公文書の区分」五-5「通知、照会、回答その他これらに類する公文書で軽易なもの（特に軽易なものを除く。）」に該当する公文書として、その保存期間を1年と定めている。

4 結論

本件異議申立てに係る理事会議事録の抄本は、平成〇年〇月〇日に〇〇土地改良区から県に提出されたものであり、平成25年3月31日に保存期間満了により廃棄されている。

よって、本件請求日である平成27年7月24日時点において、実施機関は当該文書を保有していない。

第5 審査会の判断

当審査会は、本件事案について審査した結果、次のとおり判断する。

1 土地改良区に対する検査について

実施機関は、法第132条第1項の規定に基づき、土地改良区に法令等を遵守させ、もってその健全かつ適正な運営を確保し、土地改良事業の円滑な施行に資するために土地改良区を対象とした定期検査を実施しており、検査終了後には、徳島県土地改良区等検査実施要領第10の規定に基づき、是正又は改善すべき点を記載した検査書を検査を受けた土地改良区に交付している。その後、当該土地改良区からは、検査指摘事項に係る見解や今後とるべき方針等を記載した検査回答書が実施機関に提出される。

また、実施機関は、検査回答書の提出に際し、その内容が土地改良区的意思決定機関である理事会で議決されていることを確認するため、検査回答書と併せて理事会議事録の抄本の提出を求めている。

2 本件処分の妥当性について

異議申立人は、実施機関が行った本件処分について、「本件公文書の他に理事会の議事録が存在するはずである。」旨の文書特定の妥当性について異議を述べていることから、当審査会では、以下、本件請求に係る公文書として本件公文書を特定した実施機関の判断の妥当性について検討を行うこととする。

(1) 本件請求に対する本件公文書の特定について

異議申立人は、本件請求において「H23年度の〇〇土地改良区に係る検査結果に伴う同改良区から報告された回答及び伺い文書、復命、協議文書含む(評価検査課)」を請求しているところ、本件公文書は、「平成23年度〇〇土地改良区検査回答書」、「平成23年度〇〇土地改良区検査回答書の送付文」及び「平成23年度〇〇土地改良区検査回答書受理に係る立案文書」であることから、異議申立人が求める「H23年度の〇〇土地改良区に係る検査結果に伴う同改良区から報告された回答及び伺い文書」に該当する文書であることが認められる。

よって、本件公文書は、実施機関の職員が職務上作成又は取得し、組織的に用いるものとして保有する公文書であり、本件請求の対象となる公文書に該当するため、本件処分において、本件公文書を対象公文書として特定した実施機関の判断は妥当

である。

(2) 他の対象公文書の存否について

異議申立人は、「本件公文書の他に理事会の議事録が存在するはずである。」旨を主張するため、当該資料の存否について検証する。

異議申立人が主張する理事会の議事録とは、前記1に述べた検査回答書と併せて提出される理事会議事録の抄本のことである。

実施機関の説明によると、「平成〇年〇月〇日に当該土地改良区から検査回答書と併せて理事会議事録の抄本が提出されたが、当該資料は、規則別表に定める「通知、照会、回答その他これらに類する公文書で軽易なもの(特に軽易なものを除く。)」に該当し、保存期間を1年と定めているため、本件請求日である平成27年7月24日時点においては既に廃棄している。」とのことである。

この理事会議事録の抄本の保存期間について、当審査会において見分したところ、理事会議事録の抄本は、実施機関が、当該土地改良区から提出された検査回答書が土地改良区の意思決定機関である理事会で議決されたものであることを確認するために参考として取得した文書であることからすると、「理事会議事録の抄本は、保存期間を1年と定めているため、本件請求日である平成27年7月24日時点においては既に廃棄している。」とする実施機関の主張に不合理な点は認められない。

(3) 以上のことから、実施機関の行った本件処分は、妥当であると認められる。

3 異議申立人のその他の主張について

異議申立人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。

4 結論

当審査会は、本件事案を厳正かつ客観的に検討した結果、冒頭の「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査会の処理経過

本件事案に係る当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	内 容
平成27年 9月18日	諮問
10月30日	実施機関からの理由説明書を受理

12月25日	審議（第132回審査会）
平成28年 1月28日	異議申立人からの口頭意見陳述，審議（第133回審査会）
3月15日	審議（第134回審査会）

徳島県情報公開審査会委員名簿

(五十音順)

氏名	職業等	備考
上原 克之	徳島大学大学院 ソシオ・アーツ・アンド・ サイエンス研究部 准教授	会長職務代理者
大道 晋	弁護士	会長
喜多 三佳	四国大学 経営情報学部 教授	
益田 歩美	弁護士	
真鍋 恵美子	公認会計士，税理士	